る法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省令第四十二号）第一条第三項、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省労働省令第八号）第二条第三項若しくは経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府財務省経済産業省令第一号）第八十三条第一項第三号ロ⑾に規定する単体自己資本比率又は銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項若しくは第三条第五項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第七項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第二条第四項、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第七十三条第一項第三号ロ若しくは長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第五条の二の六第一項第四号に規定する連結自己資本比率をいう。以下この号において同じ。）を、当該合併等を行う前の当該救済金融機関又は救済銀行持株会社等の自己資本比率の水準にまで回復するために必要な額を超えないこと。

二　預金保険機構が、優先株式等の引受け等に係る取得優先株式等（法第六十四条の二第六項に規定する取得優先株式等をいう。）又は取得貸付債権（同条第五項に規定する取得貸付債権をいう。）の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

## ○金融庁、財務省、厚生労働省、経済産業省告示第二号

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十八条の三第二項（同法第六十九条第四項、第百一条第七項及び附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）及び第百三十九条第一項の規定に基づき、預金保険機構が資金援助等に係る組織再編成の承認を行うための基準を次のように定め、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から適用し、預金保険機構が資金援助等に係る組織再編成の承認を行うための基準を定める件（平成十六年金融庁財務省厚生労働省告示第一号）は、同日をもって廃止する。

平成二十六年三月五日

金融庁長官　畑中龍太郎
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充

一　組織再編成（預金保険法（以下「法」という。）第六十八条の三第一項に規定する組織再編成をいう。以下同じ。）に係る資金援助対象金融機関等以外の法人（同項（法第六十九条第四項、第百一条第七項及び附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）に規定する資金援助対象金融機関等以外の法人をいう。）が金融機関（法第二条第一項に規定する金融機関をいう。）又は銀行持株会社等（同条第五項に規定する銀行持株会社等のうち同項第一号又は第三号に掲げるものをいう。）であること。

二　組織再編成により預金保険機構（以下「機構」という。）が割当てを受ける取得優先株式等（法第六十四条の二第六項（法第六十九条第四項、第百一条第七項及び附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）に規定する取得優先株式等をいう。以下同じ。）となる株式の種類が当該組織再編成の前において機構が保有する取得優先株式等である株式の種類と同一のものと認められること。

三　組織再編成により機構が保有する取得優先株式等又は取得貸付債権（法第六十四条の二第五項（法第六十九条第四項、第百一条第七項及び附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）に規定する取得貸付債権をいう。）につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないこと。

## ○金融庁、財務省、厚生労働省、経済産業省告示第三号

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百二十六条の三十一において準用する同法第六十四条の二第二項及び同法第百三十九条第一項の規定に基づき、特定優先株式等の引受け等に係る特定資金援助に関し、特定合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないこと等に関する基準を次のように定め、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から適用する。

平成二十六年三月五日

金融庁長官　畑中龍太郎
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充

一　特定優先株式等の引受け等（預金保険法（以下「法」という。）第百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。次号において同じ。）により特定救済金融機関等（同条第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。）又は特定救済持株会社等（同項に規定する特定救済持株会社等をいう。）が払込みを受ける額及び借り入れる額の合計額が、特定合併等（同条第二項に規定する特定合併等をいう。）を行った後の当該特定救済金融機関等又は特定救済持株会社等の自己資本比率（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省令第三十九号）第一条第七項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省令第四十号）第一条第六項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省令第四十一号）第三条第六項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省令第四十二号）第一条第三項、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省労働省令第八号）第二条第三項若しくは経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府財務省経済産業省令第一号）第八十三条第一項第三号ロ⑾に規定する単体自己資本比率又は銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項若しくは第三条第五項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第七項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第二条第四項、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第七十三条第一項第三号ロ若しくは長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第五条の二の六第一項第四号に規定する連結自己資本比率をいう。以下この号において同じ。）その他これに準ずるものを、当該特定合併等を行う前の当該特定救済金融機関等又は特定救済持株会社等の自己資本比率その他これに準ずるものの水準にまで回復するために必要な額を超えないこと。

二　預金保険機構が、特定優先株式等の引受け等に係る取得特定優先株式等（法第百二十六条の三十一において読み替えて準用する法第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等をいう。）又は取得特定貸付債権（法第百二十六条の二十四第二項に規定する取得特定貸付債権をいう。）の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。